農林水産省から、「クロピラリド」（＝輸入飼料に残留する除草剤成分）に関して

７月２０日に通知が出され、協会会員に対しても周知するよう要請がありました

農水省通知に関するキーワードは次のとおりです；

堆肥、除草剤（クロピラリド）残留、農作物被害、堆肥利用に関する指導

行政指導の対象は、牛・馬を飼養する農家等が主となりますが、鶏糞堆肥の生産・製造・販売を行っている会員各位は基本情報としてご一読願います。

１．クロピラリドとは

（１）海外で牧草や穀類に使われている除草剤の成分

クロピラリドは、米国、オーストラリア、カナダ等の海外で牧草やコーン・麦類などの配合飼料原料の穀類に使用されている除草剤の成分。

（２）家畜や人の健康への影響はない

クロピラリドは、家畜や人に対する毒性が弱い。

また、家畜が摂取しても、速やかにふん尿中へ排せつされるため、家畜の健康に悪影響はない。このため、クロピラリドが含まれる飼料を給与された家畜から得られた畜産物（肉、乳製品等）を人が食べても、健康に悪影響はない。

（３）しかし、堆肥を通じて園芸作物等に生育障害が起こる可能性がある

クロピラリドは、それを含む飼料を給与された家畜のふん尿中に排せつされるが、分解が遅く、その堆肥をトマト・豆類等に使用すると生育障害を起こす可能性がある。

（※稲、麦、とうもろこし等のイネ科は耐性がある。）

（４）生育障害は育苗ポット栽培や施設栽培で発生

平成17年以降、平成30年７月までに、全国で65件のクロピラリドが原因と疑われる事例が農林水産省へ報告されており、主に牛由来堆肥（一部、馬由来堆肥）を使用した育苗中のポット栽培や施設栽培で発生している。

（５）現状では鶏糞での野菜等への直接被害の報告はない

しかし、ブロイラー用配合飼料の中には、クロピラリドが残留している事例が散見され（クロピラリドが高度に残留した小麦、ふすま等が配合飼料原料として使用された結果と推察されている）、今後、鶏糞肥料による被害が発生する可能性はある。

（６）クロピラリドが含まれていない飼料原料の調達は困難

輸入飼料のほとんどは、クロピラリドを使用している米国、オーストラリア、カナダ等から輸入しており、クロピラリドフリーの飼料原料の調達は困難。（仮に調達できても、飼料供給価格の高騰等が懸念される。）

２．農林水産省及び飼料関係団体の取組

（１）関係者間での情報共有

農林水産省では、園芸農家において家畜由来堆肥を使用する際に注意をしてもらうために、関係者（飼料輸入・販売業者、畜産農家、堆肥製造・販売業者、園芸農家等）の間でクロピラリドに関する情報を共有するよう指導。

（２）飼料関係団体におけるモニタリング調査の実施

飼料関係団体では、飼料原料調達の際にモニタリング調査を実施するとともに、輸入相手国団体に対して状況を説明し、クロピラリド濃度の低減について要望するなどの取組を実施。

３．牛又は馬を飼養する畜産農家の取組（畜産農家に対する農林水産省の指導）

（１）牛又は馬の排せつ物に由来する堆肥（排せつ物を含む）を販売・譲渡する場合は、提供先と次の情報を共有

①クロピラリドに関する情報：

　　　　「輸入飼料を給与した牛又は馬の排せつ物に由来する堆肥には、クロピラリドが含まれている可能性があるため、堆肥の施用に当たっては作物の種類や施用量に留意する必要がある」

　 ②堆肥の原料に関する情報：

　　 ・家畜の種類（牛、馬）

　　 ・家畜の用途（乳用牛、肥育牛、肥育馬　等）

　 ③給与飼料に関する情報

　　 「新たに輸入飼料を給与し始めた」「輸入飼料の購入先を切り替えた」等

（２）堆肥の生物検定を行った場合は、堆肥の提供先にその結果を伝達

　　　クロピラリド耐性の弱いサヤエンドウなどを用いた試験栽培（生物検定）を行った場合は、堆肥の提供先にその結果を伝達。

詳しい情報は、農林水産省ホームぺージから入手できます。

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/clopyralid/clopyralid.html>